

令和 7 年度 第 1 回安芸市流域森づくり委員会
分科会（森づくり部会）
議案書

1. 開会
2. 議案
 - 第 1 号議案 森林環境譲与税を活用した補助制度について
 - 第 2 号議案 森林経営管理制度(集積計画策定)に基づく森林整備について
3. その他
4. 閉会

【日時】令和 7 年 12 月 11 日（木） 13 時 30 分～15 時
【場所】第 3 会議室（安芸市役所 2 階）

第1号議案 森林環境譲与税を活用した補助制度について

■ 安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金

- ・国の造林補助事業の対象とならない人工林の間伐等の作業（森林吸収源整備事業を除く）に要する経費について補助
- ・主な補助内容、補助率等
 - ▶ 人工林で行う保育間伐に要する経費に対する補助：90,000 円/ha ※齢級要件あり
 - ▶ 人工林で行う搬出間伐及び搬出集積に要する経費に対する補助：
：213,000 円/ha (間伐率 30%)、142,000 円/ha (間伐率 20%) ※齢級要件あり
 - ▶ 作業道整備に要する経費に対する補助（例：幅員 3m）
：開設 3,000 円/m、修繕 1,500 円/m

■ 安芸市造林事業費補助金

- ・人工造林、鳥獣害防止施設整備、下刈りに要する経費に対する補助
- ・高知県造林事業又は高知県木材安定供給推進事業又は高知県森林資源循環利用促進事業（事業区分：再造林等支援事業）の補助金の交付決定を受けていること
- ・主な補助内容、補助率等
 - ▶ 人工造林、鳥獣害防止施設整備、下刈り（隔年刈り）
：補助の対象となる事業費から高知県の補助金額、消費税を差し引いた額以内

■ 安芸市緑の担い手育成事業費補助金

- ・林業研修を行う研修生を受け入れて研修指導を行う林業事業体等に対して補助
- ・主な補助内容、補助率等
 - ▶ 指導育成費補助 (A) : 600,000 円以内 (50,000 円/月を超えないものとする)
 - ▶ 研修生への賃金助成 (B) : 10,800 円以内/日額
 - ▶ 諸経費（資材費含む）補助 : A と B の合計額の 1/2 以内
- ・補助率：研修開始月から 12 ヶ月目分まで 3/3 以内、その後 1 年ごとに 2/3、1/3、0/3 と変動する。（最長 4 年間（48 カ月））

■ 安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金

- ・本市における林業就業経験が通算で 5 年未満の者に対する林業新規就業にかかる経費を補助
- ・主な補助内容、補助率等
 - ▶ インターンシップ生受入支援（宿泊費補助）：定額（1 人 5,000 円/1 泊を上限、10 泊分まで）
(下記補助の対象)

対象者：就業開始時点で 18 歳以上、55 歳未満 ※その他にも住所要件などの各規定あり
期間：5 年以上林業に従事する意志があること
 - ▶ 引越費用補助：定額（200,000 円を上限とする）
 - ▶ 礼金、仲介手数料等の経費への補助：補助対象経費の 3/4 以内（上限 200,000 円、1 回限り）
 - ▶ 家賃補助：県立林業大学校専攻課程修了者等 3/4 以内、基礎課程修了者等 2/3、その他 1/2
 - ▶ 林業資機材購入費補助：定額（1 人 1 回、200,000 円を上限とする）

第2号議案 森林経営管理制度（集積計画策定）に基づく森林整備について

■ 森林経営管理制度

- ・手入れが遅れている森林（経営管理が行われていない森林）について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手（林業経営者）を繋ぐ仕組み
- ・作業のステップ
 - ① 地域の実情を踏まえて、森林経営に関する意向調査の対象森林を選定
 - ② 森林経営に関する意向調査を実施
 - ③ 森林所有者から市町村に森林経営管理を委託したいと希望があった場合、経営管理権集積計画を定めて経営管理権を設定
 - ④ 自然的条件に照らして林業経営に適さない森林と判断した場合は市町村による間伐等の実施、林業経営に適した森林と判断した場合には林業経営者に林業経営を再委託

■ 経営管理権集積計画の策定について

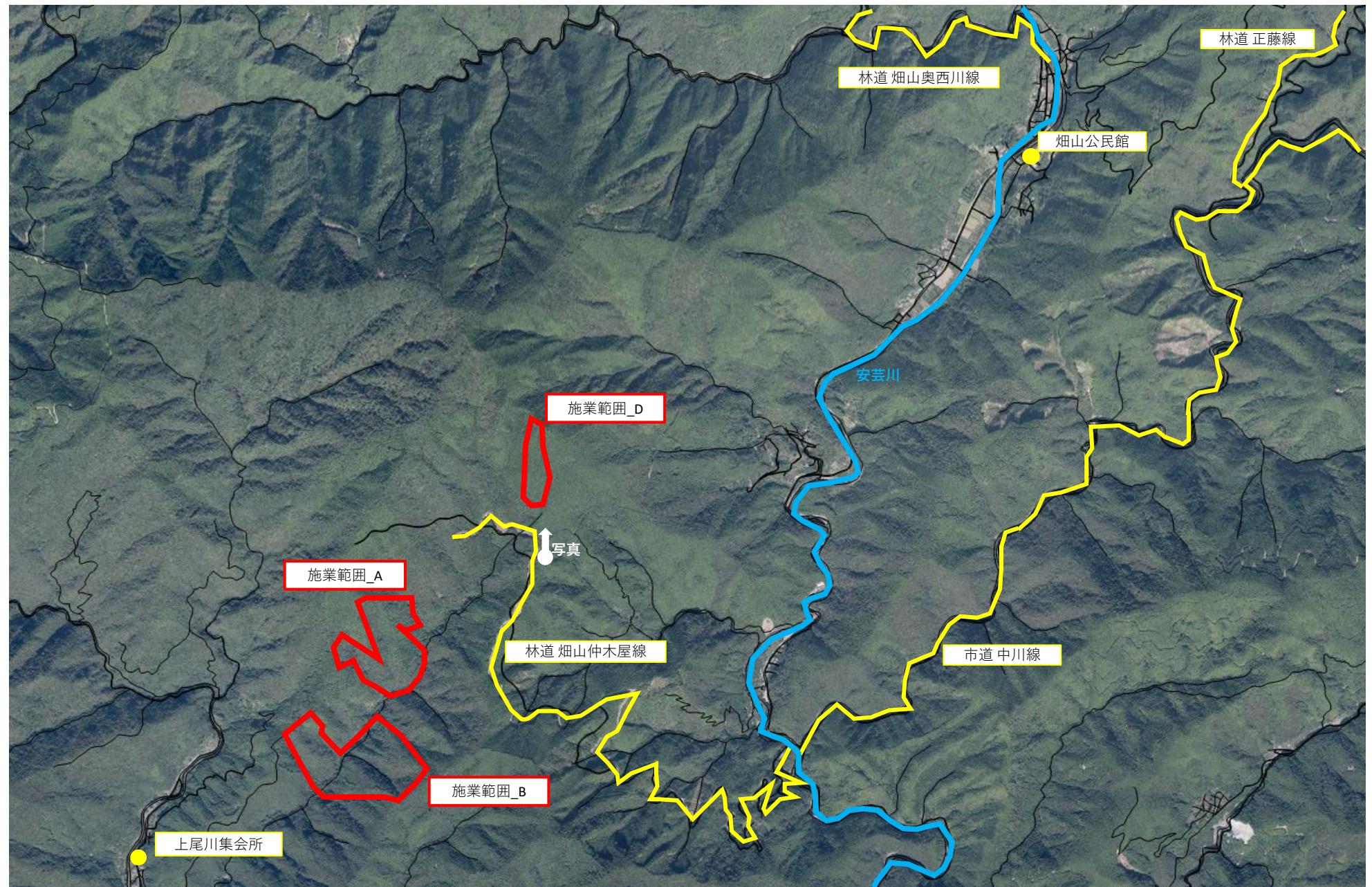
- ・本市では森林経営に関する意向調査を継続して実施しており、その作業の中で「安芸市に森林経営管理を委託したい」と希望する案件（別紙「経営管理権集積計画作成申出土地一覧」参照）があり、経営管理権集積計画作成申出書の提出があった。
- ・検討事項 1
林業経営に適した森林であるか否かについて
- ・検討事項 2
 - ▶ 経営管理権を設定した場合の存続期間について（森林の経営管理を預かる期間）
 - ▶ 間伐施業をする場合の適正な回数、実施時期について
- ・検討事項 3
広葉樹林の適切な森林整備（方針）について



▲ 字上谷ヤシキの様子（開設作業中の林道_仲木屋線から撮影）

■ その他

経営管理権集積計画作成申出のあった森林の位置図



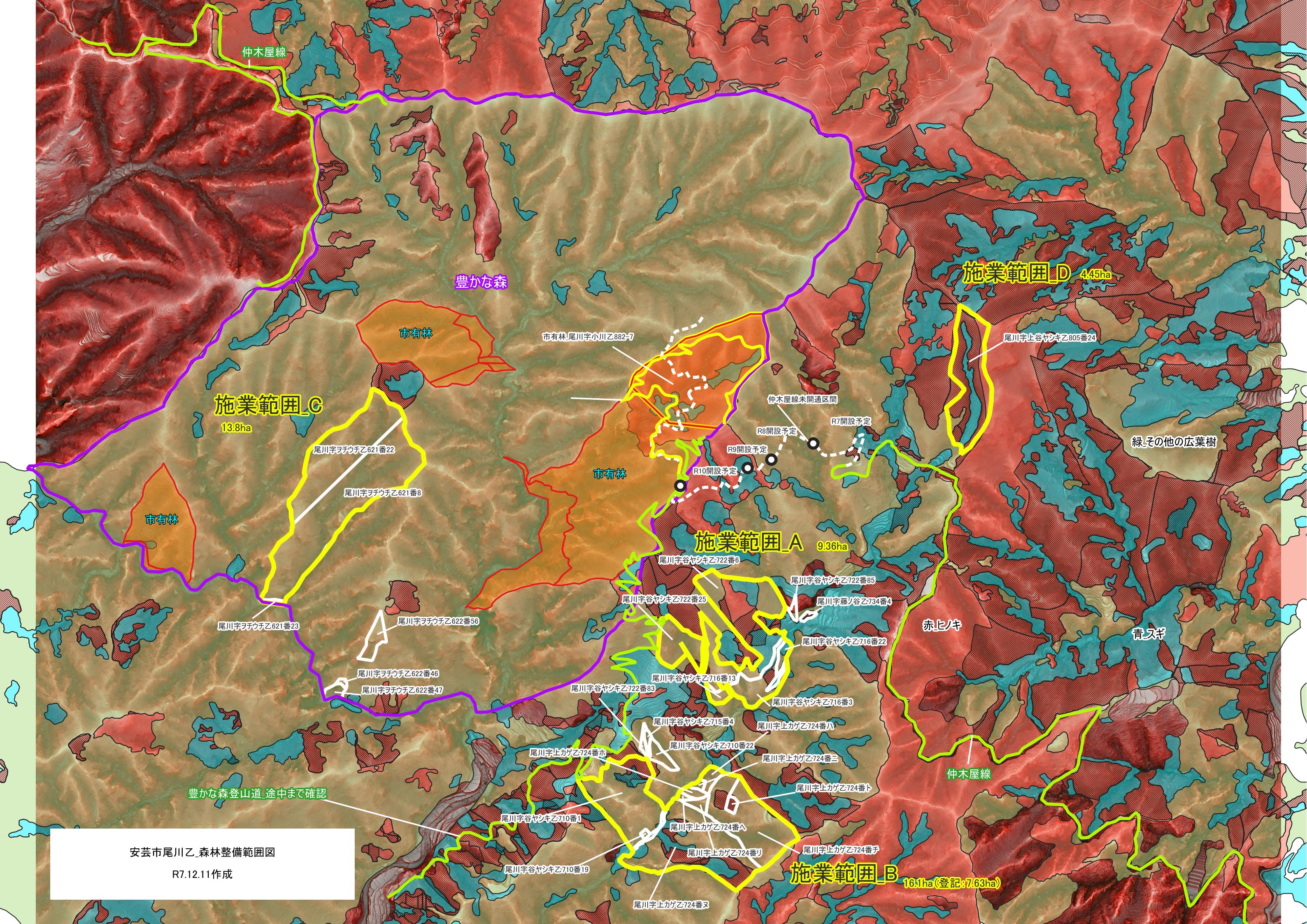
経営管理権集積計画作成申出土地一覧

■ 概要

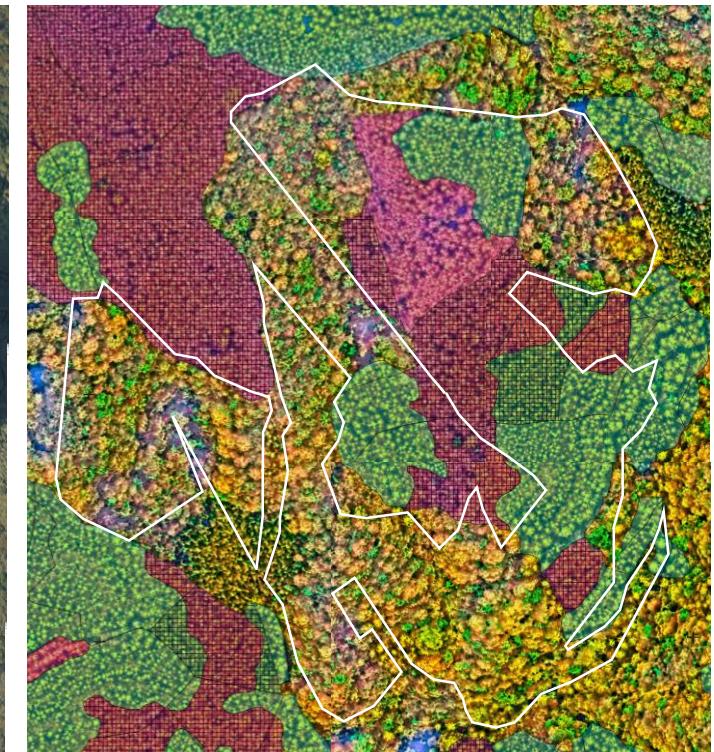
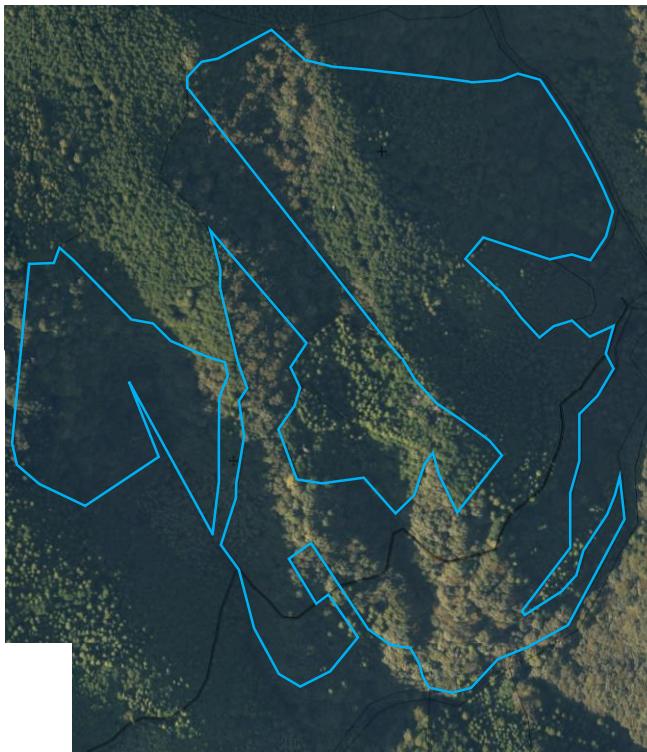
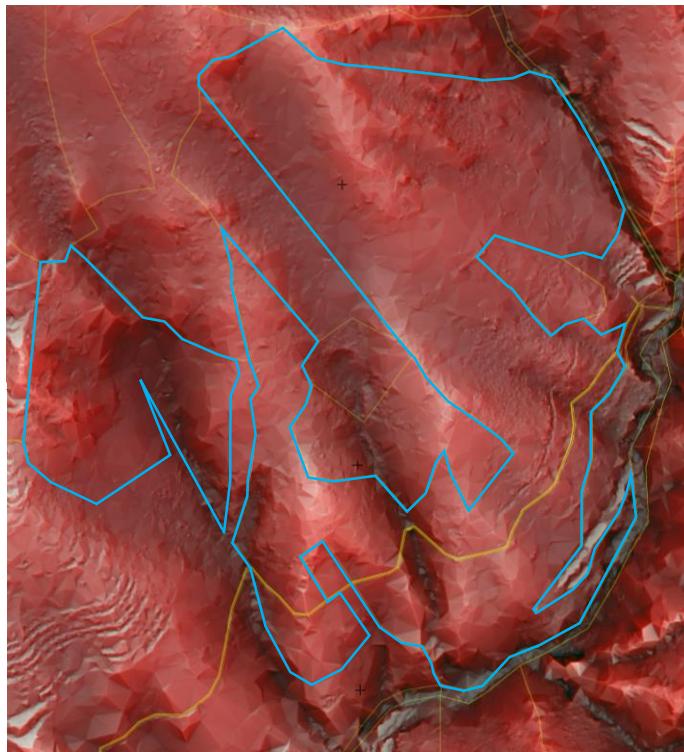
- ・対象森林所有者は1人（単有）
- ・対象森林所有者の森林経営に関する意向：安芸市に森林経営管理を委託したい
- ・森林に関するデータは「高知県森林クラウドシステム」より取得

■ 森林に関するデータ

地図表示	林小班	対象土地	面積 (ha)	森林施業境界の状況、林相	対象森林の状況
施業範囲_A 9.36ha	56林班1、2小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙722番6	5.86	・地籍調査済 ・一部はスギ・ヒノキ人工林、それ以外はその他の広葉樹	・林道、作業道なし（車両系による搬出が可能な路網がない）。 ・「豊かな森」へのアクセス道が尾根沿いにある。 ・スギ・ヒノキ人工林のデータ 林齢：64 収量比数：0.82 平均樹高：20.1m（ヒノキ） 平均直径：26.5cm（ヒノキ） 地位級：4
	56林班1小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙722番25	1.62		
	56林班1小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙716番13	0.28		
	56林班1、2小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙716番3	1.34		
	56林班2小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙716番22	0.26		
施業範囲_D 4.45ha	57林班2小班	安芸市尾川字上谷ヤシキ乙805番24	4.45	・地籍調査済 ・大部分がスギ・ヒノキ人工林	・林道_畠山仲木屋線にアクセスするためには別の森林所有者の山林を通る必要があり同意等については確認できていない。 ・面積が比較的小さい。 ・スギ・ヒノキ人工林のデータ 林齢：61 収量比数：0.84 平均樹高：18.1m（ヒノキ） 平均直径：23cm（ヒノキ） 地位級：4
施業範囲_B 7.63ha	55林班1小班、 56林班1小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙710番1	4.45	・地籍調査済 ・一部はスギ・ヒノキ人工林、それ以外はその他の広葉樹	・森林施業境界が確定していない。 ・林道、作業道なし（車両系による搬出が可能な路網がない）。 ・「豊かな森」へのアクセス道が尾根沿いにあるが、谷を渡った先の森林には通じていない。 ・スギ・ヒノキ人工林のデータ 林齢：64 収量比数：0.81 平均樹高：20m（ヒノキ） 平均直径：26.7cm（ヒノキ） 地位級：4
	55林班1小班、 56林班1小班	安芸市尾川字谷ヤシキ乙710番19	0.05		
	55林班2小班、 56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番ヌ	1.17		
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番ヘ	0.02		
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番リ	0.21		
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番ホ	0.04	・地籍調査未実施だが、R6-7に境界明確化を実施（境界素図作成、同意取得手続き実施中） ・しかし、南東の隣接林地の境界明確化は未実施のため、現時点では当該林地の施業境界は確定しない。 ・一部はスギ・ヒノキ人工林、それ以外はその他の広葉樹	
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番ニ	0.04		
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番ハ	0.09		
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番チ	1.40		
	56林班5小班	安芸市尾川字上カゲ乙724番ト	0.16		



施業範囲_A 微地形図、航空写真、林相区分図



施業範囲_B 微地形図、航空写真、林相区分図



施業範囲_D 微地形図、航空写真、林相区分図

